

鳥取県告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年4月13日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理事	山本 武	倉吉市鴨河内2520-1
〃	栗原 隆政	倉吉市鴨河内1641
〃	野儀 重憲	倉吉市福山236
〃	山根 昭浩	倉吉市石塚208-1
〃	宍戸 幸弘	倉吉市上古川279
〃	蓑原 壽儀	倉吉市上古川83
〃	太田 光紘	倉吉市蔵内97
〃	松本 俊一	倉吉市小鴨978
〃	河本 洋一郎	倉吉市小鴨149-10
〃	荒川 靖之	倉吉市中河原569
〃	黒川 幸人	倉吉市北野490
〃	水谷 栄之進	倉吉市生田406
〃	大田 正規	倉吉市丸山町566-2
〃	長谷川 稔	倉吉市西倉吉町25-15
〃	水砂 正美	倉吉市福守町326

平成24年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山本 武	倉吉市鴨河内2520-1
〃	栗原 隆政	倉吉市鴨河内1641
〃	野儀 重憲	倉吉市福山236
〃	山根 昭浩	倉吉市石塚208-1
〃	小谷 義則	倉吉市上古川312-1
〃	山根 清人	倉吉市上古川317
〃	太田 光紘	倉吉市蔵内97
〃	松本 俊一	倉吉市小鴨978
〃	高田 茂	倉吉市小鴨355-1
〃	荒川 靖之	倉吉市中河原569
〃	黒川 幸人	倉吉市北野490
〃	山本 和雄	倉吉市生田661
〃	大田 正規	倉吉市丸山町566-2
〃	長谷川 稔	倉吉市西倉吉町25-15
〃	水砂 正美	倉吉市福守町326

平成24年4月6日就任 任期3年